		様式
	管理番号	(交付)
SII 使用欄		

(太枠内は必須項目です)

124 15 .

-般社団法人 環境共創イニシアチブ 弋表理事 殿 代表理事

## 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

	TH	即则亚	X I	) H, 5	iH E	<b>⋾</b>	記入日	平成	年	月	日	
	宅・ビルの革新的省エネ 金の交付を申請します。	技術導入仍	足進事業	費補助	金(HE	EMS機器	<b>昂導入支</b> 持	_ 爰事業)」	交付規程第	第4条に基	表づ	
●申請者情報												
	フリガナ				携	滞番号	(	)	_			
申請者氏名	氏	名					<u> </u>				_	
					電	話番号	(	)				
	フリガナ 〒 -											
申請者住所		都 道 府 県				市 区 町 村						
(書類送付先住所)	マンション・アパート名・部屋都		号は必ずご	記入くだる	(۱)	<u> </u>					$\dashv$	П
	HEMS機器を設置する住	宅について記	亥当する <del>:</del>	ものにチェ	ェックし	てください						
	□新築・戸建住宅		既築・戸	建住宅		□新築・	集合住宅	_	] 既築·集	合住宅		
HEMS機器設置場所	HEMS機器設置予定場所 フリガナ	fの住所が、.	上記の申	請者住所	が異な	る場合の	みご記入	ください				
(設置予定場所)	〒 -	都 道				市						3
	府 県 町 村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)					<u>村</u>				_		
●申請代行者情報	• •	ファ ノ <del>ナ</del> シナリン	/+0 \/ <del>-2</del> /	- r /2 +1	1 \1/ <del>-1</del> 2 \	古级开口	ト:戸 Jo ナン/	*=¬ ¬ /	+* <del>+</del> 1			
申請の代付を第二名(	こ依頼した場合のみご記 フリガナ	ひください	(担当有	氏名 拉	1 百 有	理船先は	い雨イレなく フリガナ	こ記入へ	(こさい)			
事業者名					支店 部署							
	フリガナ				担当	4者	/	`				
担当者因名					連絡		(	)		_		
●設置予定機器情	<b>青</b> 報											
製品メーカー名							1					
HEMS機器型番								ホームペー 入ください。	・ジに掲載され	にいる型都	<b></b> ₽&	
●申請金額												
補助対象費用【A】 (税抜)			円 (税抜)	上記以:	外の周辺	辺機器やエ	事費等は神	前助対象外	・定金額をご言 です。 電認ください。	己入ください	٥,	
補助率【B】	1/	3										
補助申請金額 【A×B】	,0	0 0	円	上限金	額(7万)	円)を超える		5場合は、7	、 万円とご記入 申請を受け付け		ゔきません	, <sub>V</sub> 。
完了報告予定日	平成 年		月	_	日	頃			は平成26年 器設置・支払			

≪交付申請の締切は平成26年9月30日(火)(必着)です≫ ※ただし受付期間内であっても申請の合計額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。 書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

やかに完了報告を行ってください。

管理番号 SII 使用欄

・般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事

## 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

## 交付申請に関する同意書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)の補助金交付申請を行うにあたり、 下記の同意事項をよく読み、同意の上、署名・捺印して交付申請時にご提出ください。

- 交付申請:申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以 下、「SII」という。)に必要な申請書類をご提出ください。
  - また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。
- 交付決定通知書の受領前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止:交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われ 2 た機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。
- 3. 重複申請の禁止:申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請を行うことができません。
  - ①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。
  - ②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。
- 申請の無効:申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本 4. 同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認 された場合、SIIはただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。
- **債権譲渡の禁止:**申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSⅡに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に 5. 供することはできません。
- **申請代行者による申請手続き:**申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者 6. (以下「申請代行者」という。)は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を 負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。
- 申請の変更および取り下げ:申請者は、申請書類の提出から交付決定を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。 7. やむを得ず変更を行う場合は、速やかにSIIに連絡し、申請の取り下げを行ってください。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、SII による申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。
  - 申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合を除き、SIIは 申請者に対して一切の責任を負いません。
- 申請情報の訂正:SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明 8. した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報につい て、申請者に通知を行う義務を負いません。
- **爾査等への協力:**SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予 9. 定場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じ、これらの調査等に協力しなければなり ません。
- 免責:SIIは、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。 10 また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時 点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該 申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も 同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失 に対していかなる責任、義務を負いません。

- 個人情報の管理:SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや 個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて 取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあ ります。
  - また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。
- 専属的合意管轄裁判所:本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東 京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更、終了:SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SII 13. は本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過 失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更に ついてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

上記の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

▼申請者本人が必ず署名・捺印ください▼					
申請者 署名·捺印		(FI)			

申請者の依頼を受け、上記に同意の上、申請代行をします (申請者が申請代行者に依頼した場合のみ記入)				
申請代行者 (担当者氏名) 署名·捺印	<b>(f)</b>			

#### 申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。

書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

## 申請者本人確認書類(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

● 申請者本人確認書類(コピー)貼り付け欄

●申請者本人の「氏名」、「生年月日」がはっきり見えるように コピーして、貼り付けてください。

### 【対象となる書類】

- \*下記の書類のうち、いずれかひとつ
- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③住民基本台帳カード
- ④日本国パスポート
- ⑤在留カード(外国人登録証明書)
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

#### 〈ご注意〉

有効期限がある書類は、有効期限が切れていないかをご確認ください。



# 補助対象機器 見積書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

● 補助対象機器 見積書(コピー)貼り付け欄

セロハンテープで貼り付けてください。

以下の内容がはっきりわかるもの

- ●発行者名(販売事業者等)
- ●発行者(販売事業者等)の捺印
- ●宛先 ※申請者名であること
- ●製品メーカー名
- ●HEMS機器型番
  - ※SIIホームページで本補助事業 対象製品であるか必ず確認を してください。

### ●見積金額

- ※補助対象機器単体の金額が わかるもの。
- ※金額はすべて消費税抜きの 金額で記載されていること。
- ※値引きがある場合は、値引き後の 機器単体の金額を明記すること。

	○○年○月○日 見積書 ○○様
製品メーカー名 HEMS機器型番	¥500,000-
株式	¥500,000- (税抜) 式会社○○○ <b>F</b> D

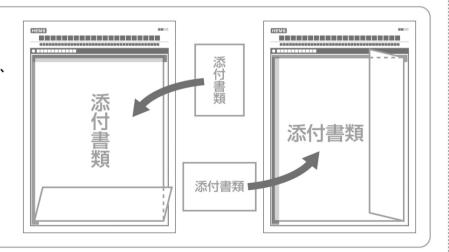
## 【貼り付け方法】

縦長の添付書類は縦向きに、 横長の添付書類は横向きに 貼り付けてください。

/添付書類が貼り付け欄より 大きい場合

#### 縦長書類

- …下端を折り曲げて貼り付け 横長書類
- …右端を折り曲げて貼り付け



※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。